

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

卸売市場地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画 卸売市場地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		卸売市場地区 地区計画
位 置		富山市掛尾町及び黒瀬字円子割の各一部
面 積		約 4 . 4 h a
地区計画の目標		当地区は、富山市中心部から南へ約 3 k mの広域幹線道路である国道 41 号と主要幹線道路である国道 359 号の結節点に位置し、富山市公設卸売市場に隣接した地区である。また、当地区に隣接した幹線道路沿いには娯楽、沿道サービス等の商業施設が集積するとともに、その背後に事務所や共同住宅等が立地する環境が形成されている。 当地区は、富山市公設地方卸売市場再整備事業における市場機能の縮小により生み出された卸売市場施設の隣接地であることから、本市の進めるコンパクトなまちづくりとの整合を図った上で、卸売市場施設の持つ生鮮食品等の集荷や販売等の諸機能と関連性をもって相乗効果が見込まれる施設の立地に加え、周辺住民の生活の質の向上につながる都市機能の充実等が期待されるところである。 このことから、当地区では中心市街地と住み分けできない大規模な商業施設や周辺住民の生活に影響が考えられる遊戯施設等の立地を規制し、卸売市場施設との相乗効果が見込まれ、周辺住民の生活の質の向上につながる土地利用を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本市の進めるコンパクトなまちづくりと整合し、卸売市場施設の持つ諸機能と関連性をもって相乗効果が見込まれる施設に加え、周辺住民の生活の質の向上につながる施設を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	区域内には、区画道路を適切に配置するほか、賑わい創出のための広場等を設置し、区域内にあるこれらの機能が損なわれないように、適切に維持、管理を行う。
	建築物等の整備の方針	中心市街地と住み分けできない大規模な商業施設や周辺住民の生活に悪影響が考えられる遊戯施設等の立地を規制する。

地区整備計画

建 す る 物 事 等 項 に 関	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法 別表第2 (に) 欄 第三号に掲げるもの (2) 建築基準法 別表第2 (ほ) 欄 第二号及び三号に掲げるもの (3) 建築基準法 別表第2 (へ) 欄 第三号に掲げるもの (4) 建築基準法 別表第2 (り) 欄 第二号及び三号に掲げるもの (5) 建築基準法 別表第2 (か) 欄に掲げるもの
---	-----------	---

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

中心市街地と住み分けできない大規模な商業施設や周辺住民の生活に影響が考えられる遊戯施設等の立地を規制し、卸売市場施設との相乗効果が見込まれ、周辺住民の生活の質の向上につながる土地利用を図るため。

計画図

地区名：卸売市場地区
面 積：約4.4ha

整理番号	地区名：卸売市場地区
	地区計画
①－②	道路界
②－③	測量界
③－④	道路界
④－⑤	測量界
⑤－⑥	道路界
⑥－①	測量界

※ 整理番号については、北西から
反時計まわりで付している。

- 決定する区域
- 大字界
- 小字界

